

工事担任者規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（認定書の交付等）</p> <p>第十九条 総務大臣は、前条の申請があつた場合において、申請の内容を審査し、当該申請に係る学校等が第十七条に規定する基準に適合するものとして認定したときは、認定書を交付する。</p> <p>（認定の取消し等）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2 前項の規定により認定を取り消された者は、その取消しに係る認定書を総務大臣に返納しなければならない。</p> <p>（廃校の届出等）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>2 前項の届出があつたときは、その廃止に係る学校等又は部科に関する認定は、当該廃止の日に、その効力を失う。</p> <p>（認定学校等の公示）</p> <p>第二十二条の二 総務大臣は、第十九条の規定により認定した学校等及び部科の名称、第二十条第一項の規定により変更の届出があつた</p>	<p>（認定書の交付等）</p> <p>第十九条 総務大臣は、前条の申請があつた場合において、申請の内容を審査し、当該申請に係る学校等が第十七条に規定する基準に適合するものとして認定したときは、認定書を交付するとともに、認定した旨を告示する。</p> <p>（認定の取消し）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2 総務大臣は、前項の規定により認定の取消しを行ったときは、学校等の認定を受けた者にその旨を通知するとともに告示する。</p> <p>（廃校の届出等）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>2 総務大臣は、前項の届出があつたときは、将来に向つてその認定を取り消すとともにその旨を告示する。</p>

場合は変更後の学校等及び部科の名称、第二十一条第一項の規定により認定の取消しを行った場合又は第二十二条第一項の規定により廃校の届出があつた場合はその旨、及びその他必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公示するものとする。

(認定の基準)

第二十五条 養成課程の認定の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一〜四 (略)

五 養成課程の一ごとに、別表第八号に掲げる授業科目及び授業時間(養成課程に係る授業が次号ロに規定するメディアを利用して行う授業である場合は別表第八号に掲げる授業時間の二分の一の時間とし、養成を受ける者の能力にかんがみ、総務大臣が特に他の授業時間によることが適当と認めた場合は、その授業時間とする。)を設けるほか、総務大臣が別に告示する実施要目に準拠するものであること。

六 授業は次のいずれかに該当するものであること。

イ 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか若しくはこれらの併用による方法により行う授業又は当該授業の内容を電気通信回線を通じて送信すること等により当該授業を行う教室等以外の場所で当該授業を同時に受けさせる方法により行う授業(以下「面接等授業」という。)

ロ 多様なメディアを高度に利用する方法その他のイに掲げる方

(認定の基準)

第二十五条 (略)

一〜四 (略)

五 養成課程の一ごとに、別表第八号に掲げる授業科目及び授業時間(養成を受ける者の能力にかんがみ、総務大臣が特に他の授業時間によることが適当と認めた場合は、その授業時間)を設けるほか、総務大臣が別に告示する実施要目に準拠するものであること。

六 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかによ

り又はこれらの併用により行うもの(以下「面接授業」という。)とすること。

七 前号の授業について、多様なメディアを高度に利用して、当該

法以外の方法により行う授業であつて、面接等授業に相当する教育効果を有するもの（以下「メディアを利用して行う授業」という。）

七 養成課程の一ごと及び担当科目別に従い、別表第九号に掲げる資格者証の交付を受けている者（総務大臣がこれと同等以上の教育上の能力を有するものと認めるものを含む。）で、その経歴等からみて講師（メディアを利用して行う授業においては、設問解答、添削指導、質疑応答等による指導に従事する者を含む。以下同じ。）として総務大臣が適当と認めるものが授業に従事するものであること。

八～十

（認定の申請）

第二十六条 養成課程の認定を受けようとする者は、その養成課程に関し、次に掲げる事項を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならぬ。ただし、当該申請書の記載事項が、当該申請者が既に認定を受けた申請書に記載したものと同一である場合は、提出する申請書にその旨を記載することにより、同一の事項の記載を省略することができる（第一号に掲げる事項を除く。）。

一～五 （略）

六 実施計画に関する事項で次に掲げるもの

イ 実施の期間及び場所（メディアを利用して行う授業の場合に

授業を行う場所以外の場所で履修させる場合（以下「多様なメディアを高度に利用して行う授業」という。）においては、当該多様なメディアを高度に利用して行う授業が、面接授業に相当する教育効果を有するものであること。

八 養成課程の一ごと及び担当科目の別に従い、別表第九号に掲げる資格を有する者（総務大臣がこれと同等以上の教育上の能力を有するものと認めるものを含む。）で、その経歴等からみて講師（多様なメディアを高度に利用して行う授業においては、設問解答、添削指導、質疑応答等による指導に従事する者を含む。以下同じ。）として総務大臣が適当と認めるものが授業に従事するものであること。

九～十一 （略）

（認定の申請）

第二十六条 （略）

一～五 （略）

六 実施計画に関する事項で次に掲げるもの

イ 実施の期間及び場所（多様なメディアを高度に利用して行う

あつては、実施の期間に限る。）

ロ (略)

ハ 講師の氏名、職業、経歴、資格者証の種類及び資格者証の番号並びに担当する授業科目別授業時間（メディアを利用して行う授業の場合にあつては、授業科目に限る。）

ニ・ホ (略)

ヘ 修了試験の受験要件（メディアを利用して行う授業による養成課程の場合に限る。）

ト・チ (略)

七十一 (略)

（申請の手続の簡略）

第二十六条の二 (略)

2 メディアを利用して行う授業による養成課程の場合にあつては前項の規定にかかわらず、同一の者が実施する二以上の養成課程に関する前条の申請は、その申請を同時に行う場合限り、同時に申請を行う養成課程の種別ごとの数を示した一の申請書を提出することにより行うことができる。

（養成課程に係る事項の変更）

第二十九条 認定施設者は、その養成課程の次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類を提出し、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない

授業の場合にあつては、実施の期間に限る。）

ロ (略)

ハ 講師の氏名、職業、経歴、資格者証の種類及び資格者証の番号並びに担当する授業科目別授業時間（多様なメディアを高度に利用して行う授業の場合にあつては、授業科目に限る。）

ニ・ホ (略)

ヘ 修了試験の受験要件（多様なメディアを高度に利用して行う授業による養成課程の場合に限る。）

ト・チ (略)

七十一 (略)

（申請の手続の簡略）

第二十六条の二 (略)

2 多様なメディアを高度に利用して行う授業による養成課程の場合にあつては前項の規定にかかわらず、同一の者が実施する二以上の養成課程に関する前条の申請は、その申請を同時に行う場合限り、同時に申請を行う養成課程の種別ごとの数を示した一の申請書を提出することにより行うことができる。

（養成課程に係る事項の変更）

第二十九条 (略)

い。

一〇三 (略)

四 養成人員(メディア)を利用して行う授業による養成課程の場合を除く。

五・六 (略)

2 認定施設者は、第二十六条各号に掲げる事項(前項の規定により承認を受けなければならないもの及びメディアを利用して行う授業による養成課程の場合にあつては養成人員を除く。)に変更があつたときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総務大臣に届け出なければならない。

(報告)

第三十条 (略)

2 (略)

3 メディアを利用して行う授業による養成課程の場合にあつては、前二項の規定にかかわらず、認定施設者は、その養成課程の受講者が当該養成課程を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

一〇三 (略)

4 メディアを利用して行う授業による養成課程の場合にあつては、前項の報告のほかに、認定施設者は、養成課程の期間が終了した日の属する年度の終了後速やかに、当該年度中に終了した養成課程に

一〇三 (略)

四 養成人員(多様なメディアを高度に利用して行う授業による養成課程の場合を除く。)

五・六 (略)

2 認定施設者は、第二十六条各号に掲げる事項(前項の規定により承認を受けなければならないもの及び多様なメディアを高度に利用して行う授業による養成課程の場合にあつては養成人員を除く。)に変更があつたときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総務大臣に届け出なければならない。

(報告)

第三十条 (略)

2 (略)

3 多様なメディアを高度に利用して行う授業による養成課程の場合にあつては、前二項の規定にかかわらず、認定施設者は、その養成課程の受講者が当該養成課程を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

一〇三 (略)

4 多様なメディアを高度に利用して行う授業による養成課程の場合にあつては、前項の報告のほかに、認定施設者は、養成課程の期間が終了した日の属する年度の終了後速やかに、当該年度中に終了し

ついで、養成課程の種別及び養成課程の一ごとに次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項が共通の養成課程については、当該事項が共通の養成課程ごとに当該事項を報告することができる。

一〇七 (略)

(資格者証の交付の申請)

第三十七条 資格者証の交付を受けようとする者は、別表第十号に定める様式の申請書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名及び生年月日を証明する書類

二 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三〇ミリメートル、横二四ミリメートルのもので、裏面に申請に係る資格及び氏名を記載したものとす。第四十条において同じ。)一枚

三 養成課程(交付を受けようとする資格者証のものに限る。)の修了証明書(養成課程の修了に伴い資格者証の交付を受けようとする者の場合に限る。)

二・三 (略)

第三十九条 削除

た養成課程について、養成課程の種別及び養成課程の一ごとに次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項が共通の養成課程については、当該事項が共通の養成課程ごとに当該事項を報告することができる。

一〇七 (略)

(資格者証の交付の申請)

第三十九条 (略)

一 (略)

二 (略)

二・三 (略)

(資格者証の訂正)

第三十九条 工事担任者は、氏名に変更を生じたときは、別表第十二号に定める様式の申請書に当該資格者証及び変更の事実を証明する

(資格者証の再交付)

第四十条 工事担任者は、氏名に変更を生じたとき又は資格者証を汚し、破り若しくは失つたために資格者証の再交付の申請をしようとするときは、別表第十二号に定める様式の申請書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 資格者証(資格者証を失つた場合を除く。)
- 二 写真一枚
- 三 氏名の変更の事実を証する書類(氏名に変更を生じたときに限る。)

2 (略)

(添付書類の省略)

第四十一条の二 第三十七条第一項の規定にかかわらず、資格者証の交付を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三十七条第一項第一号の書類の添付を要しない。

- 一 総務大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第三項の規定により、都道府県知事(同法第三十条の十第一項第三号の規定により指定情報処理機関に行わせることと

書類を添えて総務大臣に提出し、資格者証の訂正を受けなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の資格者証の訂正に代えて、新たな資格者証の交付をすることができる。

(資格者証の再交付)

第四十条 工事担任者は、資格者証を汚し、破り、又は失つたために再交付の申請をしようとするときは、別表第十二号に定める様式の申請書に、当該資格者証(資格者証を失つた場合を除く。)を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(添付書類の省略)

第四十一条の二 第三十七条第一項の規定にかかわらず、資格者証の交付を受けようとする者は、総務大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第三項の規定により、都道府県知事(同法第三十条の十第一項第三号の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合には、指定情報処理機関)から申請した者に係る本人確認情報の提供を受けるときは、氏名及び生年月日

した場合には、指定情報処理機関）から申請した者に係る本人確認情報の提供を受けるとき。

二 資格者証を受けようとする者が他の電気通信主任技術者資格者証の交付を受けており、当該電気通信主任技術者資格者証の番号を第三十九条第一項の申請書に記載するとき。

三 資格者証を受けようとする者が法第七十二条第二項において準用する法第四十六条第三項の規定により、工事担任者資格者証の交付を受けており、当該工事担任者資格者証の番号を第三十九条第一項の申請書に記載するとき。

四 資格者証を受けようとする者が電波法第四十条第一項の規定に係る無線従事者免許証の交付を受けており、当該無線従事者免許証の番号を第三十九条第一項の申請書に記載するとき。

（書類の提出）

第五十六条（略）

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従つて、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）とする。

を証明する書類を提出することを要しない。

（書類の提出）

第五十六条（略）

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従つて、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）とする。

(略)	(略)
(略)	(略)
第三章の養成課程に関する事項	養成課程の主たる実施の場所（メディア）を利用して行う授業による養成課程にあつては、申請者及び認定施設者の住所）
第五章に規定する事項	試験の受験地又は修了した養成課程の主たる実施の場所（メディア）を利用して行う授業による養成課程を修了したものにあつては認定施設者の住所、第四章に規定する認定を受けた者にあつては、その住所）

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十三条の二、第二十五条、第二十六条、第二十六条の二、第二十九条、第三十条、第五十六条及び別表第八号の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

(略)	(略)
(略)	(略)
第三章の養成課程に関する事項	養成課程の主たる実施の場所（多様なメディア）を高度に利用して行う授業による養成課程にあつては、申請者及び認定施設者の住所）
第五章に規定する事項	試験の受験地又は修了した養成課程の主たる実施の場所（多様なメディア）を高度に利用して行う授業による養成課程を修了したものにあつては認定施設者の住所、第四章に規定する認定を受けた者にあつては、その住所）

---

2 この省令による改正前の工事担任者規則（以下「旧規則」という。）の規定により交付された資格者証でこの省令の施行の際現に効力を有するものは、この省令による改正後の工事担任者規則（以下「新規則」という。）の規定により交付されたものとみなす。

3 旧規則の規定により交付された資格者証に限り、工事担任者の氏名に変更が生じたときは、新規則第四十条の規定にかかわらず旧規則第三十九条の規定により資格者証の訂正を受けることができる。

この場合において、新規則別表第十二号中「~~再交付~~」とあるのは「~~再~~」に、「工事担任者規則第40条」とあるのは「平成21年総務省令第 号附則第3項」とする。

---

別表第八号 授業科目及び授業時間 (第25条関係)  
(表略)

別表第八号 授業科目及び授業時間 (第25条関係)  
(表略)

注 多様なメディアを高度に利用して行う授業の場合において、当該メディアによる授業内容の伝達に要する時間は、この表の授業時間数の二分の一の時間とする

別表第十号 申請書の様式 (第37条関係)

20 ←

← 40

総務大臣 殿

工事担当者証書交付申請書

年 月 日

収入印紙の交付欄

（この欄にはお入れない）  
 ① 収入印紙を貼る  
 ② 収入印紙を貼らない  
 ③ 収入印紙を貼るが、貼るべき収入印紙の額が不足している場合は、不足分を貼る

写真らしき付欄

① 写真の貼るべき欄に貼る  
 ② 写真の貼らない欄に貼る  
 ③ 写真の貼るが、貼るべき写真の枚数が不足している場合は、不足分を貼る

収入印紙の交付欄

（この欄にはお入れない）  
 ① 収入印紙を貼る  
 ② 収入印紙を貼らない  
 ③ 収入印紙を貼るが、貼るべき収入印紙の額が不足している場合は、不足分を貼る

郵便番号

住所

(カ) 電話(日中の通話先)

氏名 (フリガナ) (姓) (名)

生年月日

下の欄に住民票コード又は現職に付する電気通信主任技術者資格者証、工事担当者資格者証または労働安全衛生主任技術者資格者証の番号のいずれかを記入し、氏名及び生年月日を併記する欄の欄頭に記入してください。

記入した番号の種類(イ)の欄の□には印を記入してください。

住民票コード(1桁)

工事担当者資格者証の番号

電気通信主任技術者資格者証の番号

無所属(工事担当者証の番号)

資格者証の交付を受けたいので、工事担当者規則第37条の規定により、(別紙書類を添えて)申請します。

申請資格	1. A種	種	2. D種	種	3. A・D種各種
A 試験合格	受検番号		受験番号		(年 月 日合格)
B 養成課程修了	養成課程修了した証明書の番号				(年 月 日修了)
C 総務大臣認定	認定番号				(年 月 日認定)
D 既取得資格	資格者証番号				(年 月 日交付)

添付書類

1 氏名及び生年月日を証明する書類(住民票コード又は現職に付する工事担当者等の資格者証又は労働安全衛生主任技術者資格者証の番号を記載しない場合)

2 養成課程修了証明書

別表第十号 申請書の様式 (第37条関係)

総務大臣 殿

工事担当者証書交付申請書

年 月 日

収入印紙

右欄から重ならないようにそろえて貼付すること。

申請者は雨印しないこと。

郵便番号

住所

(カ)電話(通話先)

写真欄

氏名

生年月日

住民票コード

資格者証の交付を受けたいので、工事担当者規則第37条の規定により、別紙書類を添えて申請します。

申請資格	A 試験合格	B 養成課程修了	C 総務大臣認定	D 既取得資格
受検番号		養成課程修了した証明書の番号	認定番号	資格者証番号

添付書類

1 氏名及び生年月日を証明する書類(住民票コードを記載しない場合)

2 養成課程修了証明書

(数字の単位は、ミリメートル)

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、

無背景の縦30ミリメートル、横24ミリメートルのもので、裏面

に申請に係る資格及び氏名を記載したものを、写真欄に1枚は  
ること。写真欄は概ね申請書の上端から108ミリメートルの点、  
138ミリメートルの点及び左端から24ミリメートルの点、48ミ  
リメートルの点を結ぶ枠とすること。

2・3 (略)

4 住民票コードの欄は、住民基本台帳法第30条の2第3項又は  
同法第30条の3第4項の規定により市町村長から通知された住  
民票コードを記入しない場合は、氏名及び生年月日を証明する  
書類を添付すること。

5 申請資格の欄は交付を受けようとする資格者証の種類を記載  
すること。

6～8 (略)

注1・2 (略)

3 申請資格の欄は交付を受けようとする資格者証の種類を○で  
囲み、必要事項を記入すること

4～6 (略)

別表第十一号 資格者証の様式 (第 38 条関係)

(表面)

<p style="text-align: center;"><b>工事担任者資格者証</b></p> <p>資格者証番号 年 月 日                  交付年月日 年 月 日                  氏名 年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">写 真</p> <p>上記の者は、工事担任者規則により、上記資格を与えたものであることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日                  総務大臣 印</p>	<p style="text-align: center;">写 真</p>
--	--

85 ミリメートル (裏面)

注意事項

54 ミリメートル

別表第十一号 資格者証の様式 (第 38 条関係)

(表面)

<p style="text-align: center;"><b>工事担任者資格者証</b></p> <p>資格者証番号 年 月 日                  交付年月日 年 月 日                  氏名 年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">写 真</p> <p>上記の者は、工事担任者規則により、上記資格を与えたものであることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日                  総務大臣 印</p>	<p style="text-align: center;">写 真</p>
--	--

89 (裏面)

注意事項

59

注 用紙の表面及び裏面に無色透明の薄板を接着させる。



→第40条)

3 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦30ミリメートル、横24ミリメートルのもので、裏面に申請に係る資格及び氏名を記載したものを、写真欄に1枚はること。

4・5 (略)

6 変更後の氏名の欄は、氏名の変更（訂正）の場合に限り、注6の(2)に従って記載すること。

注1・2 (略)

3 変更後の氏名の欄は、氏名の変更（訂正）の場合に限り、注2の(2)に従って記載すること。